

## 琉球国中山王尚眞の、麻美子等を巡達等の国へ遣わす執照

(二五一八、九、一八)

琉球国中山王尚眞、進貢等の事の為にす。

切に本国は産物稀少にして貢物を欠乏するに縁り、深く未便と爲す。此の為に今、正使麻美子・通事蔡樟等を遣わし、信字号海船一隻に坐駕し、磁器等の物を装載し、巡達等の国の出産の地面に前往して両平に胡椒・蘇木等の貨を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所<sup>よ</sup>擬りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字二百一十六号半印勘合執照を給して正使麻美子・通事蔡樟等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去<sup>とこ</sup>処及び沿海巡哨の官軍の驗實に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 麻美子

副使二員 馬五刺 高義

通事二員 蔡樟 梁仕

火長 紅英

管船直庫 紐古

梢水共に一百五十三名

正徳十三年(二五一八)九月十八日

右の執照は正使麻美子・通事蔡樟等に付し、此れに准ぜしむ進貢等の事の為にす 執照

注\*暹羅あての(四二二一六)と、本文書とは同年月日で、信字号船

玄字二百一十六号の半印勘合執照であり、使者等の乗組員も同じ人員である。一隻の船に対して暹羅と巡達むけに、番号が同じ二通の執照が発行された例か。

## 1-42-19

## 琉球国中山王の、馬勃度等を仏大泥国へ遣わす執照

(二五二九、八、一七)

琉球国中山王、見に進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便と爲す。此の為に今、正使馬勃度・通事鄭昊等を遣わし、寧字号海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、仏大泥国の出産の地面に前往して両平に蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所<sup>よ</sup>擬りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字二百二十号半印勘合執照を給して正使馬勃度等に付し、収執して前去せしむ。

如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、  
即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母  
れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 馬勃度

副使二員 陶魯 馬不他

都通事二員 鄭昊 王英

火長 陳宣

管船直庫 南比

梢水共に二百五名

正徳十四年（一五一九）八月十七日

右の執照は正使馬勃度・通事鄭昊等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の  
事の為にす 執照

1-42-20

琉球国中山王の、馬勃度等を仏大泥国へ遣わす執照

（一五二〇、八、一九）

琉球国中山王、見に進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便

と為す。此の為に今、正使馬勃度・通事鄭昊等を遣わし、寧字号

海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、仏大泥国の出産の地面

に前往して両平に蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国して預め  
下年に大明朝に進貢するに備う。

所抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の  
盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字二百二十四号  
半印勘合執照を給して正使馬勃度等に付し、収執して前去せしむ。  
如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、  
即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母  
れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 馬勃度

副使二員 陶魯 馬不他

都通事一員 鄭昊

通事一員 王英

火長一名 宗遂

管船直庫 南比

梢水共に二百三十一名

正徳十五年（一五二〇）八月十九日

右の執照は正使馬勃度・都通事鄭昊等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の  
事の為にす 執照